**日中一時支援事業の改正について**

**１　単位区分の改正**

(1)　基準額及び各種加算

ア　基本額

* 区分を**３区分**から**６区分**に細分化　【旧】①～③ →【新】①～⑥
* 区分の単位を**以上・未満**から**超・以下**へ変更
* **３０分未満**のサービス提供は**対象外**

　　 イ　障害児加算

* 区分を**３区分**から**６区分**に細分化 【旧】(Ａ)～(Ｃ) →【新】(Ａ)～(Ｆ)
* 区分の単位を**以上・未満**から**超・以下**へ変更
* **３０分未満**のサービス提供は**対象外**
* 【新規】満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までにある障害者の算定可

ウ　重症心身等加算

* 区分を**１区分**から**４区分**に細分化
* **３０分未満**のサービス提供は**対象外**

〇　単価表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 基本額 | 加　算 | |
| 障害児 | 重心等 |
| ３０分以上１時間**まで**(以下) | ２，０００ | １，０００ | ２，５００ |
| １時間を**超え**２時間**まで**(以下) | ２，５００ | １，５００ | ５，０００ |
| ２時間を**超え**４時間**まで**(以下) | ３，５００ | ２，０００ |
| ４時間を**超え**６時間**まで**(以下) | ４，５００ | ２，５００ | ７，５００ |
| ６時間を**超え**８時間**まで**(以下) | ６，０００ | ３，０００ |
| ８時間**超** | ８，０００ | ３，５００ | １０，０００ |

(2) 同一日に同一法人から他の日中活動サービスを受けた場合

ア　障害者

(ｱ) 利用対象

　　　他の日中活動サービスを**９時間以上利用した場合**に利用可能

(ｲ) 請求単価

　　・ 1時間超から２時間未満　１，０００円　以後１時間毎に１０００円加算

　　　（**１時間以下**のサービス提供は**対象外**）

→他の日中活動サービスとの累計で１０時間１分以上利用した場合算定可能

イ 障害児（満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までにある障害者含む）

　・障害児及び放課後等デイサービスを利用する障害者　１時間超　９８０円

・重症心身障害児及び医療的ケア児　１時間超　１９２０円

　※１時間以内（１時間含む）のサービス利用は料金の請求はできません。

**３　新設**

(1)　送迎加算（重症心身等加算）９４０円／回

(2)　欠席時対応加算　９４０円／回（月４回を上限）

　　・　実施日・前日・前々日に欠席連絡及び状況相談記録作成にて算定可。

　　　　１回で複数日の連絡があった場合は１日分のみ算定可。

※　同一日に同一法人から他の日中活動サービスにて欠席時対応加算を算定した場合は算定できません。

(3)　看護師配置加算

　　　３，０００円／回

　　・　重度心身障害者・児及び医療的ケア児を受け入れし、対象者の受けれ入れのために看護師を配置した場合に算定可能。

日中一時支援事業質問用紙

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | （法人又は団体の場合は①名称，②代表者名を記入） |
| 連 絡 先 | （電話番号又はメールアドレスを記入） |

■ご質問内容

|  |
| --- |
|  |

**【提出先】　　ＦＡＸ　８２－８０２０　Eメール**[**syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp**](mailto:syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp)

**提出期限　６月２９日（水）**